令和８年度水質検査計画

令 和 ８ 年 ３ 月
島 根 県 企 業 局

目次

１．基本方針 - 1 -
２．水道用水供給事業の概要 - 1 -
３．水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況 - 3 -
４．採水場所 - 4 -
５．水質検査項目及び検査頻度 - 5 -
６．水質検査方法 - 5 -
７．臨時の水質検査 - 5 -
８．水質検査の自己／委託の区分 - 5 -
９．水質検査計画及び検査結果の公表 - 5 -
10．水質検査の評価 - 5 -
11．水質検査計画の見直し - 6 -
12．水質検査の精度と信頼性保証 - 6 -
13．関係者との連携について - 6 -

１．基本方針

島根県企業局では、島根県が供給する水道用水において定期に実施する水質検査について、水道水質基準を遵守するために水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に実施する水質検査についても、実施する際の要件については計画書にて明らかにします。

さらに、将来にわたって水道用水の安全性の確保に努めるために、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム及びジアルジアについても検査を実施します。

２．水道用水供給事業の概要

島根県企業局では、現在、県東部の４市に水道用水を供給する「島根県水道用水供給事業」と、県中部の２市に供給する「江の川水道用水供給事業」の２事業を実施しています。

その概要は以下に示すとおりです。

［島根県水道用水供給事業］

事業体の名称	島根県水道用水供給事業	
給水区域	松江市、出雲市、安来市、雲南市	
計画目標年度	平成３５年度	
計画給水人口	２６８，０８６人	
計画一日最大給水量	８７，４００m^3／日	
一日平均給水量	５７，６０８m^3／日	
浄水場名	今津浄水場	三代浄水場
供給年月日	昭和４４年６月	平成２３年４月
水　源	飯梨川、山佐川（伏流水）	斐伊川（伏流水）
水利権	０．６５m^3／ｓ	０．４４０m^3／ｓ
主な浄水処理方式	緩速ろ過池、塩素消毒	
主な浄水使用薬品		
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	

島根県水道用水供給事業の給水区域図は図１のとおりです。

図１　給水区域図

［江の川水道用水供給事業］

事業体の名称		江の川水道用水供給事業
給水区域		江津市、大田市
計画目標年度		平成７年度
計画給水人口		７２,０００人
計画一日最大給水量		２７,０００m^3／日
一日平均給水量		１０，４９３m^3／日
浄水場名		江津浄水場
供給年月日		昭和６０年４月
水　源		江の川（表流水）
水利権		０．３１４m^3／ｓ
主な浄水処理方式		緩速ろ過池、塩素消毒
主な浄水使用薬品		
	凝集剤	ポリ塩化アルミニウム（ＰＡＣ）
	アルカリ剤	カセイソーダ
	消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

江の川水道用水供給事業の給水区域図は図２のとおりです。

図２　給水区域図

３．水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

［島根県水道用水供給事業］

水源は飯梨川及び斐伊川の伏流水であり、飯梨川は適切な浄水処理を実施することで、これまでの検査結果において水質基準を全て満足した安全で良質な水道用水を供給しています。斐伊川においても同様に水質基準を全て満足した安全で良質な水道用水を供給します。

しかし、取水上流域には、原水の汚染要因となる水質管理上注意すべき項目が、また浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目があります。これらを下表に示します。

水　系	原水の汚染原因	水質管理上注意すべき項目
斐伊川水系 飯梨川 斐伊川水系 斐伊川	降雨による濁水、藻類の繁殖 油の流出	濁度、色度、臭気

浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目	塩素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管タンク内で生成する恐れがある）
	臭素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウム製造過程での副生成物）
	総トリハロメタン（消毒用次亜塩素酸ナトリウムを注入する事により生成される）

［江の川水道用水供給事業］

水源は江の川表流水であり、降雨時の色度、濁度の上昇はあるもののＰＡＣによる凝集沈澱及び緩速ろ過により除去できており、現在までの水質は良好な状態です。浄水についてはこれまでの検査結果から水質基準を全て満足しており、安全で良質な水道用水を供給しています。

しかし、原水における降雨による濁水、藻類の繁殖などの水質管理上注意すべき項目が、また浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目があります。これらを下表に示します。

水　系	原水の汚染原因	水質管理上注意すべき項目
江の川水系 江の川	降雨による濁水、藻類の繁殖 油の流出	濁度、色度、臭気

浄水場使用薬品からの由来で注意すべき項目	塩素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管タンク内で生成する恐れがある）
	臭素酸（消毒用次亜塩素酸ナトリウム製造過程での副生成物）
	アルミニウム（ＰＡＣによる凝集沈澱を行うため）
	総トリハロメタン（消毒用次亜塩素酸ナトリウムを注入する事により生成される）

４．採水場所

［島根県水道用水供給事業（今津浄水場）］

（１）受水団体の配水池等入口

水質基準項目（５２項目）の検査は、松江市竹矢ポンプ場で実施します。

また、水道法に基づく１日１回の検査は、松江市竹矢ポンプ場に設置した自動水質監視装置で実施します。

（２）浄水場

浄水処理過程の管理に必要な検査については、水質基準項目（５２項目）を参考に原水は沈砂池で、浄水は浄水池で実施します。一部の項目（濁度、ｐＨ、残留塩素）については、浄水場内に設置してある各水質計器で自動計測します。

水質管理目標設定項目（２６項目）については浄水池で実施します。

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については沈砂池及び浄水池で行います。併せてクリプトスポリジウム指標菌検査については沈砂池で実施します。

（３） 河川水

飯梨川上坂田地点のほか、計３ヶ所において、水質基準項目（５２項目）を参考に水源監視に必要な項目について実施します。

［島根県水道用水供給事業（三代浄水場）］

（１）受水団体の配水池等入口

水質基準項目（５２項目）の検査は、松江市美保関町、松江市東出雲町春日、出雲市園町で実施します。

また、水道法に基づく１日１回の検査は、松江市美保関町、松江市東出雲町春日、出雲市園町に設置した自動水質監視装置で実施します。

（２）浄水場

浄水処理過程の管理に必要な検査については、水質基準項目（５２項目）を参考に原水は着水井で、浄水は浄水池で実施します。一部の項目（濁度、色度、ｐＨ、残留塩素）については、浄水場内に設置してある各水質計器で自動計測します。

水質管理目標設定項目（２６項目）については浄水池で実施します。

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については着水井及び浄水池で行います。併せてクリプトスポリジウム指標菌検査については着水井で実施します。

（３）河川水

斐伊川の三代橋地点のほか、計３ヶ所において、水質基準項目（５２項目）を参考に水源監視に必要な項目について実施します。

［江の川水道用水供給事業（江津浄水場）］

（１）受水団体の配水池等入口

水質基準項目（５２項目）の検査は、大田市鳥越配水池及び江津市嘉久志配水池で実施します。

また、水道法に基づく１日１回の検査は大田市鳥越配水池及び江津市嘉久志配水池に設置した自動水質監視装置で実施します。

（２）浄水場

浄水処理過程の管理に必要な検査については、水質基準項目（５２項目）を参考に原水は着水井で、浄水は浄水池で実施します。一部の項目（濁度、ｐＨ、残留塩素）については、浄水場内に設置してある各水質計器で自動計測します。

水質管理目標設定項目（２６項目）については浄水池で実施します。

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については着水井及び浄水池で実施します。併せてクリプトスポリジウム指標菌検査については着水井で実施します。

（３）河川水

取水場のある江の川長良地点のほか、計５ヶ所において、水質基準項目（５２項目）を参考に水源監視に必要な項目について実施します。

５．水質検査項目及び検査頻度

（１）原水の水質検査項目及び頻度

検査項目及び検査頻度は表１、２及び３に示すとおりです。

（２）浄水の水質基準項目と毎日検査

検査項目の検査頻度及び頻度設定の理由は表４、５及び６に示すとおりです。

（３）水質管理目標設定項目

全２６項目については年１回実施します。

（４）その他の項目

クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については年４回実施します。

クリプトスポリジウム指標菌検査については最低年２回実施します。

６．水質検査方法

水質基準項目の検査は、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の規定に基づく検査方法により実施します。水質管理目標設定項目及びその他の項目については厚生労働省課長通知、上水試験方法（日本水道協会編）により実施します。

７．臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に実施します。

イ　水源の水質が著しく悪化したとき

ロ　水源に異常があったとき

ハ　水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき

ニ　浄水過程に異常があったとき

ホ　配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

ヘ　その他必要があると認められるとき

８．水質検査の自己／委託の区分

水質基準項目については、島根県企業局東部事務所と西部事務所での自己検査及び水道法第２０条の国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関への委託検査により実施します。

また、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム及びジアルジア検査については前記検査機関への委託検査により実施します。

企業局東部事務所水質検査室

企業局西部事務所水質検査室

９．水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び主要な検査結果は島根県企業局ホームページで公表します。

https://www.pref.shimane.lg.jp/kigyo/

10．水質検査の評価

検査結果の評価は、検査項目ごとに水質基準値と照らし合わせて実施します。検査結果が基準値を超過又は超えるおそれがある場合は、直ちにその原因を調査・究明し、適切な

対策を講じます。

11. 水質検査計画の見直し

各検査項目の検査結果を踏まえ、検査項目及び検査回数などについて、毎年度、計画の見直しを行います。また、法改正等に伴う変更があった場合においても、必要に応じて見直します。

12. 水質検査の精度と信頼性保証

自己検査については、検査の精度と信頼性を確保するため技術向上に努めます。

委託検査については、検査機関の外部精度管理結果の提出を求め、それにより測定値の信頼性を保証します。

13. 関係者との連携について

水道用水の安全性を確保するため、水源等での水質汚染事故や水系感染症の発症等の報告があった場合は、国土交通省及び環境省、島根県健康福祉部、水質汚濁防止連絡協議会、県土整備事務所、保健所及び関係市町と情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

お問い合わせ先

島根県企業局施設課
〒690-8501
松江市殿町８番地
TEL　0852-22-5678
FAX　0852-22-5679
E-mail　kigyo-shisetsu@pref.shimane.lg.jp

表１（原水：島根県水道用水供給事業・今津浄水場）

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度を記載する。

	事　　項	検査回数		
		検査頻度	自己検査回数	委託検査回数
1	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年
2	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
4	水銀及びその化合物	2回/年	－	2回/年
5	セレン及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
6	鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
7	ひ素及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
8	六価クロム化合物	2回/年	2回/年	2回/年
9	亜硝酸態窒素	2回/年	－	2回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	－	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年
12	フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
13	ほう素及びその化合物	2回/年	－	2回/年
14	四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年
15	1･4-ジオキサン	2回/年	－	2回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
17	ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年
18	テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
19	トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	2回/年	－	2回/年
21	ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年
33	亜鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
34	アルミニウム及びその化合物	2回/年	－	2回/年
35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年
36	銅及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
37	ナトリウム及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年
39	塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	1回/月	2回/年
41	蒸発残留物	1回/3月	2回/年	2回/年
42	陰イオン界面活性剤	2回/年	－	2回/年
43	ジェオスミン	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1
44	2-メチルイソボルネオール	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	－	1回/3月
46	フェノール類	2回/年	－	2回/年
47	有機物質（全有機炭素「TOC」の量 ）	1回/月	－	1回/月
48	pH値	1回/月	1回/月	2回/年
50	臭気	1回/月	1回/月	2回/年
51	色度	1回/月	1回/月	2回/年
52	濁度	1回/月	1回/月	2回/年
毎日1	色	1回/日	1回/日	―
毎日2	濁り	1回/日	1回/日	―
	クリプト、ジアルジア		－	4回/年
	クリプトスポリジウム指標菌検査		－	2回/年

※注1：項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がな いことが明らかであると認められる期間を除く

表２（原水：島根県水道用水供給事業・三代浄水場）

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度を記載する。

	事　　項	検査回数		
		検査頻度	自己検査回数	委託検査回数
1	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年
2	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
4	水銀及びその化合物	2回/年	－	2回/年
5	セレン及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
6	鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
7	ひ素及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
8	六価クロム化合物	2回/年	2回/年	2回/年
9	亜硝酸態窒素	2回/年	－	2回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	－	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年
12	フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
13	ほう素及びその化合物	2回/年	－	2回/年
14	四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年
15	1･4-ジオキサン	2回/年	－	2回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
17	ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年
18	テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
19	トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	2回/年	－	2回/年
21	ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年
33	亜鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	－	1回/3月
35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年
36	銅及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
37	ナトリウム及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年
39	塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	1回/月	2回/年
41	蒸発残留物	1回/月	1回/月	2回/年
42	陰イオン界面活性剤	2回/年	－	2回/年
43	ジェオスミン	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1
44	2-メチルイソボルネオール	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	－	1回/3月
46	フェノール類	2回/年	－	2回/年
47	有機物質（全有機炭素「TOC」の量 ）	1回/月	－	1回/月
48	pH値	1回/月	1回/月	2回/年
50	臭気	1回/月	1回/月	2回/年
51	色度	1回/月	1回/月	2回/年
52	濁度	1回/月	1回/月	2回/年
毎日1	色	1回/日	1回/日	―
毎日2	濁り	1回/日	1回/日	―
	クリプト、ジアルジア		－	4回/年
	クリプトスポリジウム指標菌検査		－	12回/年

※注1：項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がな いことが明らかであると認められる期間を除く

表３（原水：江の川水道用水供給事業）

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度を記載する。

	事　　項	検査回数		
		検査頻度	自己検査回数	委託検査回数
1	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年
2	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
4	水銀及びその化合物	2回/年	－	2回/年
5	セレン及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
6	鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
7	ひ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
8	六価クロム化合物	2回/年	2回/年	2回/年
9	亜硝酸態窒素	2回/年	－	2回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	－	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年
12	フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
13	ほう素及びその化合物	2回/年	－	2回/年
14	四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年
15	1･4-ジオキサン	2回/年	－	2回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
17	ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年
18	テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
19	トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	2回/年	－	2回/年
21	ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年
33	亜鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
34	アルミニウム及びその化合物	1回/月	－	1回/月
35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年
36	銅及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年
37	ナトリウム及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年
39	塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	1回/月	2回/年
41	蒸発残留物	2回/年	－	2回/年
42	陰イオン界面活性剤	2回/年	－	2回/年
43	ジェオスミン	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1
44	2-メチルイソボルネオール	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	－	1回/3月
46	フェノール類	2回/年	－	2回/年
47	有機物質（全有機炭素「TOC」の量 ）	1回/月	－	1回/月
48	pH値	1回/月	1回/月	2回/年
50	臭気	1回/月	1回/月	2回/年
51	色度	1回/月	1回/月	2回/年
52	濁度	1回/月	1回/月	2回/年
毎日1	色	1回/日	1回/日	―
毎日2	濁り	1回/日	1回/日	―
	クリプト、ジアルジア		－	4回/年
	クリプトスポリジウム指標菌検査		－	2回/年

※注1：項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がな いことが明らかであると認められる期間を除く

表４（浄水：島根県水道用水供給事業・今津浄水場）

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度と設定理由を記載する。

水質基準	省略不可項目	事　　項	検査回数 検査頻度	自己検査回数	委託検査回数	設定理由
1	○	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
2	○	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
3		カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
4		水銀及びその化合物	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
5		セレン及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
6		鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
7		ひ素及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
8		六価クロム化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
9		亜硝酸態窒素	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
10	○	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
12		フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
13		ほう素及びその化合物	2回/年	－	2回/年	安全性を確認するため
14		四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
15		1･4-ジオキサン	2回/年	－	2回/年	安全性を確認するため
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
17		ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
18		テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
19		トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
20		ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	1回/3月	－	1回/3月	安全性を確認するため
21		ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
22	○	塩素酸	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
23	○	クロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
24	○	クロロホルム　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
25	○	ジクロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
26	○	ジブロモクロロメタン　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
27	○	臭素酸	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
28	○	総トリハロメタン　※濃度の総和	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
29	○	トリクロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
30	○	ブロモジクロロメタン　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
31	○	ブロモホルム　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
32	○	ホルムアルデヒド	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
33		亜鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	性状を確認するため
34		アルミニウム及びその化合物	2回/年	－	2回/年	性状を確認するため
35		鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年	性状を確認するため
36		銅及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
37		ナトリウム及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
38		マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年	性状を確認するため
39	○	塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
40		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
41		蒸発残留物	1回/3月	2回/年	2回/年	性状を確認するため
42		陰イオン界面活性剤	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
43	○	ジェオスミン（(4S･4aS･8aR)-ｵｸﾀﾋﾄﾞﾛ-4･8a-ｼﾞﾒﾁﾙﾅﾌﾀﾚﾝ-4a(2H)-ｵｰﾙ）	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1	省略不可項目（※注1）
44	○	2-メチルイソボルネオール（1･2･7･7-ﾃﾄﾗﾒﾁﾙﾋﾞｼｸﾛ[2･2･1]ﾍﾌﾟﾀﾝ-2-ｵｰﾙ）	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1	省略不可項目（※注1）
45		非イオン界面活性剤	1回/3月	－	1回/3月	性状を確認するため
46		フェノール類	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
47	○	有機物質（全有機炭素「TOC」の量 ）	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
48	○	pH値	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
49	○	味	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
50	○	臭気	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
51	○	色度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
52	○	濁度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
毎日1		色	1回/日	1回/日	－	省略不可項目
毎日2		濁り	1回/日	1回/日	－	省略不可項目
毎日3		消毒の残留効果	1回/日	1回/日	－	省略不可項目
		水質管理目標設定項目		－	1回/年	
		クリプト、ジアルジア		－	4回/年	

※注1：項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がな いことが明らかであると認められる期間を除く

表５（浄水：島根県水道用水供給事業・三代浄水場）

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度と設定理由を記載する。

水質基準	省略不可項目	事　　項	検査回数 検査頻度	自己検査回数	委託検査回数	設定理由
1	○	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
2	○	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
3		カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
4		水銀及びその化合物	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
5		セレン及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
6		鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
7		ひ素及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
8		六価クロム化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
9		亜硝酸態窒素	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
10	○	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
12		フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
13		ほう素及びその化合物	2回/年	－	2回/年	安全性を確認するため
14		四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
15		1･4-ジオキサン	2回/年	－	2回/年	安全性を確認するため
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
17		ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
18		テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
19		トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
20		ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	1回/3月	－	1回/3月	安全性を確認するため
21		ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
22	○	塩素酸	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
23	○	クロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
24	○	クロロホルム　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
25	○	ジクロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
26	○	ジブロモクロロメタン　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
27	○	臭素酸	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
28	○	総トリハロメタン　※濃度の総和	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
29	○	トリクロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
30	○	ブロモジクロロメタン　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
31	○	ブロモホルム　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
32	○	ホルムアルデヒド	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
33		亜鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
34		アルミニウム及びその化合物	1回/3月	－	1回/3月	性状を確認するため
35		鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年	性状を確認するため
36		銅及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	性状を確認するため
37		ナトリウム及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
38		マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年	性状を確認するため
39	○	塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
40		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
41		蒸発残留物	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
42		陰イオン界面活性剤	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
43	○	ジェオスミン（(4S･4aS･8aR)-ｵｸﾀﾋﾄﾞﾛ-4･8a-ｼﾞﾒﾁﾙﾅﾌﾀﾚﾝ-4a(2H)-ｵｰﾙ）	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1	省略不可項目（※注1）
44	○	2-メチルイソボルネオール（1･2･7･7-ﾃﾄﾗﾒﾁﾙﾋﾞｼｸﾛ[2･2･1]ﾍﾌﾟﾀﾝ-2-ｵｰﾙ）	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1	省略不可項目（※注1）
45		非イオン界面活性剤	1回/3月	－	1回/3月	性状を確認するため
46		フェノール類	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
47	○	有機物質（全有機炭素「TOC」の量 ）	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
48	○	pH値	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
49	○	味	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
50	○	臭気	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
51	○	色度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
52	○	濁度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
毎日1		色	1回/日	1回/日	－	省略不可項目
毎日2		濁り	1回/日	1回/日	－	省略不可項目
毎日3		消毒の残留効果	1回/日	1回/日	－	省略不可項目
		水質管理目標設定項目		－	1回/年	
		クリプト、ジアルジア		－	4回/年	

※注1：項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がな いことが明らかであると認められる期間を除く

表６（浄水：江の川水道用水供給事業）

検査計画の実施頻度として、各項目毎に検査頻度と設定理由を記載する。

水質基準	省略不可項目	事　　項	検査回数 検査頻度	自己検査回数	委託検査回数	設定理由
1	○	一般細菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
2	○	大腸菌	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
3		カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
4		水銀及びその化合物	2回/年	－	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
5		セレン及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
6		鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	安全性を確認するため
7		ひ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
8		六価クロム化合物	2回/年	2回/年	2回/年	水源に汚染源が存在しないため
9		亜硝酸態窒素	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
10	○	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
12		フッ素及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
13		ほう素及びその化合物	2回/年	－	2回/年	安全性を確認するため
14		四塩化炭素	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
15		1･4-ジオキサン	2回/年	－	2回/年	安全性を確認するため
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
17		ジクロロメタン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
18		テトラクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
19		トリクロロエチレン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
20		ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	1回/3月	－	1回/3月	安全性を確認するため
21		ベンゼン	1回/月	1回/月	2回/年	安全性を確認するため
22	○	塩素酸	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
23	○	クロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
24	○	クロロホルム　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
25	○	ジクロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
26	○	ジブロモクロロメタン　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
27	○	臭素酸	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
28	○	総トリハロメタン　※濃度の総和	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
29	○	トリクロロ酢酸	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
30	○	ブロモジクロロメタン　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
31	○	ブロモホルム　※	1回/月	1回/月	1回/3月	省略不可項目
32	○	ホルムアルデヒド	1回/3月	－	1回/3月	省略不可項目
33		亜鉛及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	性状を確認するため
34		アルミニウム及びその化合物	1回/月	－	1回/月	性状を確認するため
35		鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年	性状を確認するため
36		銅及びその化合物	2回/年	2回/年	2回/年	過去において検出されていないため
37		ナトリウム及びその化合物	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
38		マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3月	2回/年	性状を確認するため
39	○	塩化物イオン	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
40		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/月	1回/月	2回/年	性状を確認するため
41		蒸発残留物	2回/年	－	2回/年	性状を確認するため
42		陰イオン界面活性剤	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
43	○	ジェオスミン（(4S･4aS･8aR)-ｵｸﾀﾋﾄﾞﾛ-4･8a-ｼﾞﾒﾁﾙﾅﾌﾀﾚﾝ-4a(2H)-ｵｰﾙ）	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1	省略不可項目（※注1）
44	○	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ（1･2･7･7-ﾃﾄﾗﾒﾁﾙﾋﾞｼｸﾛ[2･2･1]ﾍﾌﾟﾀﾝ-2-ｵｰﾙ）	1回/月 ※注1	－	1回/月 ※注1	省略不可項目（※注1）
45		非イオン界面活性剤	1回/3月	－	1回/3月	性状を確認するため
46		フェノール類	2回/年	－	2回/年	過去において検出されていないため
47	○	有機物質（全有機炭素「TOC」の量 ）	1回/月	－	1回/月	省略不可項目
48	○	pH値	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
49	○	味	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
50	○	臭気	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
51	○	色度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
52	○	濁度	1回/月	1回/月	2回/年	省略不可項目
毎日1		色	1回/日	1回/日	―	省略不可項目
毎日2		濁り	1回/日	1回/日	―	省略不可項目
毎日3		消毒の残留効果	1回/日	1回/日	―	省略不可項目
		水質管理目標設定項目		－	1回/年	
		クリプト、ジアルジア		－	4回/年	

※注1：項目を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がな いことが明らかであると認められる期間を除く